

令和2年12月15日
和歌山市規則第109号

和歌山市駐車場配置適正化条例施行規則を公布する。

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市駐車場配置適正化条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市駐車場配置適正化条例（令和2年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(路外駐車場配置等基準)

第2条 条例第3条に規定する路外駐車場配置等基準は、次のとおりとする。

(1) 車線の数が2以上である道路が交差する交差点（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第5号に規定する交差点をいう。）の周辺に路外駐車場を設置する場合は、次に掲げる事項を遵守するよう努めること。

ア 当該交差点内及びその側端から5メートル以内において、自動車の出口及び入口（以下「出入口」という。）を設けないこと並びに自動車の駐車のために供する部分から前面道路へ直接出入りできる構造（以下「ハーモニカ型構造」という。）としないこと。

イ 当該交差点の側端から5メートル以内に横断歩道がある場合は、当該横断歩道内及びその側端から5メートル以内において、出入口を設けないこと及びハーモニカ型構造としないこと。

(2) 歩行者の通行量が多い歩道（将来的に通行量の増加が見込まれる歩道を含む。以下同じ。）に面する土地に路外駐車場を設置する場合は、次に掲げる事項を遵守するよう努めること。

ア 出入口を当該歩道に接して設けないこと。ただし、当該土地が歩行者の通行量が多い歩道にのみ面している場合その他やむを得ないと認められる場合は、当該出入口の幅員を6メートル以下とすること。

イ 当該歩道から後退して入庫する又は当該歩道へ後退して出庫する必要がある構造の出入口を設けないこと。

ウ ハーモニカ型構造としないこと。

2 前項第2号の歩行者の通行量が多い歩道の位置は、和歌山市立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成する計画をいう。）に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 路外駐車場のうち令和3年4月30日以前に設置又はその位置、規模若しくは出入口の位置

の変更に係る行為に着手したものについては、第2条の規定は、適用しない。